

【単元未満株式買取請求取次依頼書〔特別口座〕のご記入方法

<表面>

ご所有株式の会社名（銘柄名）をご記入ください。

日中お問い合わせが可能な連絡先電話番号をご記入ください。

買取請求する株式数をご記入ください。
単元未満株式数のみ買取請求が可能です。
ご注意 ご記入がない場合はご返却させていただきます。

所在地
会社名 **株式会社●●●●**

三菱UFJ信託銀行株式会社
私が所有する右記の株式につき、当該株式の発行会社の株式取扱規程（則）に基づいて買取請求の取次を依頼します。買取代金は右記送金方法指定欄に記述の方法により支払うことを請求いたします。

請求者住所 **XXX XXX XXX** 連絡先（ご自宅）**XXX (XXX) XXXX**（携帯）

東京府中市日鋼町 1-1

氏名（フリガナ） **代行 太郎**

請求株式数 **▲▲** 株

00年00月00日

ゆうちょ銀行へのお振込はできません。

銀行預金口座振込
三菱UFJ信託 上野 支店
金融機関番号 140 店番号 1234567
口座番号 1234567
フリガナ **ダイコウ タロウ**
代行 **太郎**

銀行預金口座振込
2. ゆうちょ銀行現金払い
（貯金事務センター）
2選問題

（銀行預金口座へのお振込をご選択の場合）
お手元の預金通帳等をご確認のうえ、
ご記入ください。

お届出住所、氏名をご記入ください。
ご住所を変更されている場合は、変更届とあわせてご提出ください。その際、本依頼書には新住所をご記入ください。

お届出印をご押印ください。
お届出印がない場合は、改印のお手続きが必要になります。

（ゆうちょ銀行現金払いをご選択の場合）
ゆうちょ銀行の窓口で取引時確認資料の提示等が必要となることがあります。（受取金額が10万円超の場合は、法令[犯罪収益移転防止法]に基づく買取請求人の取引時確認資料の提示等がないと買取代金を受け取ることができません。）

<裏面>

<ご注意>

- 買取請求株式数が特別口座に記載されている株式数を超過している場合は、特別口座に記載されている株式数を請求株式数として取扱いたします。
- 買取請求の効力は、本請求書が発行会社の株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じます。また、三菱UFJ信託銀行が特別口座の口座管理機関と株主名簿管理人を兼ねる場合は、本請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に買取請求の効力が生じますが、相続手続と同時に請求された場合には、相続手続が完了した日が効力発生日となります。
- 買取価格は、買取請求の効力発生日の発行会社所定の証券取引所における終値を適用いたします。ただし、当日に取引がなかった場合は、その後、最初に取引された価格を買取価格といたします。
- 買取価格および価格適用の証券取引所の指定はできません。
- 買取請求の撤回はできません。ただし、株式併合等が行われる場合において、証券保管振替機構の業務規程第65条第1項第2号イからヘまでに掲げる日までに買取価格が決定しないときは撤回の申出があったものとみなします。
- 買取代金は、買取価格が決定した日の翌営業日から起算して4営業日後の日に、発行会社所定の手数料を差し引いたうえで、本請求書ご指定の方法でお支払い（ご送金）いたします。なお、ゆうちょ銀行現金払いによるお支払いにつきましては、2週間程度の日数を要します。
- 買取請求をされた株式は、買取代金の支払日に発行会社口座に振り替えられます。

<買取請求に伴う譲渡課税について>

単元未満株式について買取りを請求する場合、その譲渡所得につきましては、申告分離課税の対象となり、個人番号カード等の本人確認書類の提示が必要となります。具体的な書類は、以下のとおりです。なお、本人確認書類（下記に参照）の提示がない場合には、当該告知がなかったものとして取扱いたします。

<本人確認のための主な書類>

- 個人の場合（A1）
 - 個人番号カード
もしくは
 - 通知カード・住民票の写し（個人番号の記載のあるもの）
・住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）のいずれかに加え、
【以下の写真等により本人が特定可能な住所等確認書類のうちいずれか1つ
【写真等により本人が特定可能な住所等確認書類】
①運転免許証②運転経歴証明書③スポーツ④身体障害者手帳⑤精神障害者保健福祉手帳⑥障害者手帳⑦在留カード⑧特別永住者証明書⑨健康保険手帳⑩その他公署から発行または発給された本人の写像の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る）
⑪以下の写真の表示のない本人が特定可能な住所等確認書類のうち2種類
①国民健康保険の被保険者証②国民健康保険の被保険者証③国民健康保険の被保険者証の被保険者証の被保険者証④国民健康保険の被保険者証⑤国民健康保険の被保険者証⑥国民健康保険の被保険者証⑦国民健康保険の被保険者証⑧国民健康保険の被保険者証⑨国民健康保険の被保険者証⑩国民健康保険の被保険者証⑪国民健康保険の被保険者証⑫国民健康保険の被保険者証⑬国民健康保険の被保険者証⑭国民健康保険の被保険者証⑮国民健康保険の被保険者証⑯国民健康保険の被保険者証⑰国民健康保険の被保険者証⑱国民健康保険の被保険者証⑲国民健康保険の被保険者証⑳国民健康保険の被保険者証㉑国民健康保険の被保険者証㉒国民健康保険の被保険者証㉓国民健康保険の被保険者証㉔国民健康保険の被保険者証㉕国民健康保険の被保険者証㉖国民健康保険の被保険者証㉗国民健康保険の被保険者証㉘国民健康保険の被保険者証㉙国民健康保険の被保険者証㉚国民健康保険の被保険者証㉛国民健康保険の被保険者証㉜国民健康保険の被保険者証㉝国民健康保険の被保険者証㉞国民健康保険の被保険者証㉟国民健康保険の被保険者証㊱国民健康保険の被保険者証㊲国民健康保険の被保険者証㊳国民健康保険の被保険者証㊴国民健康保険の被保険者証㊵国民健康保険の被保険者証㊶国民健康保険の被保険者証㊷国民健康保険の被保険者証㊸国民健康保険の被保険者証㊹国民健康保険の被保険者証㊺国民健康保険の被保険者証
- 法人の場合（J1）
 - 法人番号通知書（提示の日前6ヶ月以内に作成されたもの）
もしくは
 - 法人番号通知書（提示の日前6ヶ月より前に作成されたもの）・法人番号印刷書類のいずれかに加え、以下の法人確認書類のうちいずれか1つ
【法人確認書類】
①設立登記にかかる登記事項証明書（提示の日前6ヶ月以内に交付を受けたもの）②印鑑証明書（提示の日前6ヶ月以内に交付を受けたもの）③税票・地方税の領収証書（領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、その日が提示の日前6ヶ月以内のもの）④国税・地方税の納税証明書（領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、その日が提示の日前6ヶ月以内のもの）

マイナンバーの告知をされる場合は
マイナンバーを左詰めでご記入ください

個人番号または法人番号記載欄
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
※左詰めでご記入ください。

マイナンバーの告知をされる場合は
番号確認、身元確認ができる書類をご提出ください

ご売却

単元未満株式買取請求取次依頼書 (兼株式等の譲渡に係る告知) [特別口座]

(上場株式等の譲渡の対価の支払をする発行人)

所在地	
会社名	

社用欄

()

※株式数のご記入がない場合はご返却させていただきます。

特別口座 口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社あて

請求株式数

株

私が所有する右記の株式につき、当該株式の発行会社の株式取扱規程(則)に基づいて買取請求の取次を依頼します。買取代金は右記送金方法指定欄に記載の方法により支払うことを請求いたします。

請求者住所	<input type="text"/>	連絡先 (ご自宅)	()
		(携帯)	()

氏名 (フリガナ)	※特別口座のお届出印
-----------	------------

加入者口座コード	0028860	加入者口座番号	
----------	---------	---------	--

社用欄	取扱(取次)店受付印	事務取扱場所受付印
-----	------------	-----------

年	月	日
---	---	---

※1か2のいずれかをご選択ください。

送金方法のご指定がない場合は、ゆうちょ銀行現金払い(お支払いをする際、取引時確認のためご本人であることが特定できる資料(取引時確認資料)の提示等をお願いすることがあります。)といたします。なお、ゆうちょ銀行の口座への振込は指定できませんのでご注意ください。

※送金方法指定欄 (いずれかを○印で表示)	1. 銀行預金口座振込			
	フリガナ	金融機関番号	店番号	種目
	銀行 信金 信組	農協 労金		支店
	口座名義人	フリガナ	口座番号	
			1. 普通・総合 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他	
	2. ゆうちょ銀行現金払い (貯金事務センターから「振替払出証書」が送付されるまで) (2週間程度の日数を要します。)			
印鑑照合	株主情報確認	(告知確認者が記入)		
		確認日		
		確認書類		
区分コード		確認場所の名称		

※フリガナは必ずご記入ください。

※裏面のご注意をお読みのうえ、ご記入ご押印ください。

